

新旧条文対照表

新条文（今回の提案内容）	旧条文（3/21 制定委員会での提案内容）
<p>第10章 <u>協働のまちづくりの推進体制</u> <u>（協働のまちづくりの推進）</u></p> <p>第27条 <u>市長等は、市民等に対し、この条例に規定するまちづくりの基本理念並びに市民等、議会及び市長等のそれぞれの役割の理解を深めるための啓発に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長等は、協働のまちづくりに主体的に取り組む市民等に対し、適切な支援を行うものとする。</u> （設置）</p> <p>第28条 <u>協働のまちづくりを推進するため、島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （所掌事務）</p> <p>第29条 <u>委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</u> <u>(1) 協働のまちづくりの推進に関する事項</u> <u>(2) この条例の見直しに関する事項</u></p> <p>（組織）</p> <p>第30条 <u>委員会は、委員5人以内で組織する。</u> 2 <u>委員は、識見を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、委員の任期中に第32条の規定による諮問を受け、任期が満了するまでに当該諮問に対する答申をしていない場合における委員の任期は、当該諮問に対する答申書を提出する日までとすることができる。</u></p> <p>5 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> （委任）</p> <p>第31条 <u>委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u> （条例の見直し）</p> <p>第32条 <u>市長は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例を見直す必要があると認めるときは、委員会に諮問しなければならない。ただし、法令又は条例の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理については、この限りでない。</u></p>	<p>第10章 <u>協働のまちづくり推進委員会</u></p> <p>（設置）</p> <p>第27条 <u>この条例の目的を達成するため、島田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （所掌事務）</p> <p>第28条 <u>委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</u> <u>(1) 協働のまちづくりの視点に立った事業の実施手法及び検証に関すること。</u> <u>(2) この条例の改正に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に係る重要事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、協働のまちづくりの推進に関する事項について協議を行い、市長に意見を述べることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、協働のまちづくりの推進に寄与すると認める事業及び団体を表彰することができる。</u> （組織）</p> <p>第29条 <u>委員会は、委員5人以内で組織する。</u> 2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 特定非営利活動法人の代表者</u> <u>(3) 公募に応じた者</u> <u>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>（委任）</p> <p>第30条 <u>委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>